

を特に選定し、これをきめまして、重
大なときにはワッサーマンを並用する
ように御趣旨の通りせひいたしたいと
思います。事実間にに関する以上ははつ
さりしたいと思うのであります。

○鈴原(亨)委員 さらにこの際御注意
申し上げたいことは、保健所におきま
しても、未だワッサーマン反應の検査
をやつておらないところがあるのでござ
いまして、これは物質その他の関係
がございましょうけれども、ぜひ今の方
式に従つて御解決あらんことをお願
いする次第であります。

次に第十一條の「素行の不良その他
の事実に基き責務常習の疑の著しい者
に対して」というのであります。こ
れは多少人権蹂躪のような傾きもあり
ますし、その十一條の基準としてど
う程度のものをお考えになつていらつ
しやるか、承りたいと思います。

○渋野政府委員 仰せの通り十一條
は、よほど慎重にいたさなければ問題
の起ります点が多くございますので、
それに対しましては第六條で、要する
に接觸者感染によりまして名前を指摘
された方、ないしは當時そういうよう
な行いをしておる方、こういうように
別にはつきりとした区別をいたすも
りますが、特に慎重にこういう
ことの起らないように努力したいと存
じます。

○鈴原(亨)委員 次に國民健康保険法
の一部を改正する法律案についてお尋
ねいたしたいと存するのでござります
が、第二條の二、市町村ができない場
合に營利を目的とせざる社團法人によ
つてこれを行うという御指示があるの
でござりますが、その点を十分御勘考
下さいましようか、いかがでございま
しょうか。

○宮崎政府委員 國民健康保険と健康
保険の保険料收入につきまして、差が
ありましたことはお話を通りでござい
ます。

でございますが、在來いろいろな國民
健康保険がございまして、それが責任
をもつておらない。その運営について
終末までの責任をもつておらないとい
う点が多々あるのでございますが、こ
の点の御監督上の御意見を承りたいと
存じます。

○宮崎政府委員 非營利法人が國民健
康保険を代行いたします場合におきま
して、國民健康保険を代行しておる範
囲におきましては、厚生省の系統にお
いてこれを監督いたしておる次第でござ
います。

○鈴原(亨)委員 第七條の二にござい
ます保険料といふものは、大体一般生
活費の何パーセント、あるいは收入の
何パーセントくらいを保険料としてお
考えになつていらっしゃるのでござい
ますようか。

○宮崎政府委員 保険料につきまして
は、御承知のように國民健康保険は自
然者の保険でございますので、收入の
何パーセントといふものはございません
けれども、現在のところいたしま
して、太体月百円くらいの保険料じや
ないか、こういう指導をいたしております。

○渋野政府委員 仰せの通り十一條
は、よほど慎重にいたさなければ問題
の起ります点が多くございますので、
それに対しましては第六條で、要する
に接觸者感染によりまして名前を指摘
された方、ないしは當時そういうよう
な行いをしておる方、こういうように
別にはつきりとした区別をいたすも
りますが、特に慎重にこういう
ことの起らないように努力したいと存
じます。

○鈴原(亨)委員 在來健康保険におき
ます保険料と、國民健康保険におきま
す保険料の割合は非常に違ひがござ
ります。

○宮崎政府委員 仰せの通り十一條
は、よほど慎重にいたさなければ問題
の起ります点が多くございますので、
それに対しましては第六條で、要する
に接觸者感染によりまして名前を指摘
された方、ないしは當時そういうよう
な行いをしておる方、こういうように
別にはつきりとした区別をいたすも
りますが、特に慎重にこういう
ことの起らないように努力したいと存
じます。

○鈴原(亨)委員 次に國民健康保険法
の一部を改正する法律案についてお尋
ねいたしたいと存するのでござります
が、第二條の二、市町村ができない場
合に營利を目的とせざる社團法人によ
つてこれを行うという御指示があるの
でござりますが、その点を十分御勘考
下さいましようか、いかがでございま
しょうか。

○宮崎政府委員 國民健康保険と健康
保険の保険料收入につきまして、差が
ありましたことはお話を通りでござい
ます。

まして、今後はこの改正によりまし
て、國民健康保険組合あるいは國民健
康保険事業を行う市町村の保険経済の
基盤を強固にいたしまして、健康保険
となるべく発展を一にするような財政状
態にいたしたい、こういう意味で改正
を行ふわけでございます。

○鈴原(亨)委員 第八條の四に保険者
は医師、歯科医師、薬剤師その他より
指定することになつておりますが、都
道府県知事がこれを指定するというこ
とに至る御意思はございませんか。

○宮崎政府委員 國民健康保険の今度
の医療担当者の指定は、重要な改正で
ございまして、從来は厚生大臣が指定
をいたしました保険医をもつて、國民
健康保険の診療担当者といたしておつ
たのでござりますが、今度はお医者さ
んの方から國民健康保険の診療を担当
したいという申込がござります。なら
ば、全部これを保険医にするという改
正でございまして、今度の考案方は同
意に基く契約でございます。知事がこ
れを天降り的に指定するという形を改
めまして、同意に基く契約、こういう
民主的な取扱いをいたしたのでござい
まして、今の仰せのような点は來さな
いつもりでございます。

○鈴原(亨)委員 第八條の七の協議会
の構成でござりますが、この場合に
公益を代表する者が四分の一を占めて
おるようあります。この公益を
代表する者を保険者を代表する者の中
に含めまして、大体これを三等分する
ような御意思はございませんですか。

○宮崎政府委員 その点につきまして
は、從来の立て方の通りやりたいと思
つておられます。と申しますのは、被保
険者とそれから医療担当者とがありま
して、そのほかに保険者というものが
おつて、そしてこの三者が審議をする
のであります。そこへ診療報酬
の斡旋を頼まれたときに、臨時の委員
を五人以内医療担当者から選ぶ。こう
いう形になつております。そこで私ど
もの医療担当者とそれ以外の者と同

する者は、厚生省または都道府県知事
におきまして、眞に被保険者を代表す
る者をお選びになつておらないとい
うことで、從来のようやり方をいた
いたいと考えております。

○鈴原(亨)委員 在來被保険者を代表
申上げましたのと同様に、從来は健
康保険も國民健康保険も被保険もご
つちやにした構成で審議をいたしてお
りましたが、今度はもちろん政令で規
定されることでござりますけれども、
國民健康保険の方は診療報酬の基準を
きめるのでございます。健康保険の方
は診療報酬を決定するのでございま
す。船員保険も診療報酬を決定するの
であります。そして、審議の結果が違います
ので、それ／＼部会を開きましてその
部会でこの問題を決定する。從来のよ
うに混合してこれをやるということを
やめまして部会でできる。ただ合同審
議をするに必要なものは総会を開いて
やる、こういう形をとりたいと存じま
す。

○鈴原(亨)委員 被保険者の代表につ
きましては、國民健康保険につきまし
ては、これは旅費その他の關係もござ
いますので、大体東京、千葉、埼玉、
神奈川という地方の國民健康保険の被
保険者の中から、縣廳の推薦で選びた
いと存じております。健康保険につき
ましては、これは労働組合等を通じま
して選んでおるわけでございます。

○鈴原(亨)委員 第五十二条の三に「ソ
ノ都度都道府県知事ノ委嘱スル臨時委
員五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス」と書い
てござりますが、五人以内といふの
は大体どれくらいの見当を具体的にお
考へになつておりますか。

○宮崎政府委員 これは普通の審査会
でございまして、これが保険者と被保
険者とそれから公益代表と、三者で三
人ずつで九人の審査会の委員になつて
おるわけであります。そこへ診療報酬

を述べる。こういうことが私はこうい
う会議の立て方として至当なのではな
いか、そこで各同僚者でこれを審議す
るというが理論上正当であると信じ
ますので、從来のようやり方をいた
いたいと考えております。

○鈴原(亨)委員 在來被保険者を代表
申上げましたのと同様に、從来は健
康保険も國民健康保険も被保険もご
つちやにした構成で審議をいたしてお
りましたが、今度はもちろん政令で規
定されることでござりますけれども、
國民健康保険の方は診療報酬の基準を
きめるのでございます。健康保険の方
は診療報酬を決定するのでございま
す。船員保険も診療報酬を決定するの
であります。そして、審議の結果が違います
ので、それ／＼部会を開きましてその
部会でこの問題を決定する。從来のよ
うに混合してこれをやるということを
やめまして部会でできる。ただ合同審
議をするに必要なものは総会を開いて
やる、こういう形をとりたいと存じま
す。

○鈴原(亨)委員 被保険者の代表につ
きましては、國民健康保険につきまし
ては、これは旅費その他の關係もござ
いますので、大体東京、千葉、埼玉、
神奈川という地方の國民健康保険の被
保険者の中から、縣廳の推薦で選びた
いと存じております。健康保険につき
ましては、これは労働組合等を通じま
して選んでおるわけでございます。

○鈴原(亨)委員 第五十二条の三に「ソ
ノ都度都道府県知事ノ委嘱スル臨時委
員五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス」と書い
てござりますが、五人以内といふの
は大体どれくらいの見当を具体的にお
考へになつておりますか。

○宮崎政府委員 これは普通の審査会
でございまして、これが保険者と被保
険者とそれから公益代表と、三者で三
人ずつで九人の審査会の委員になつて
おるわけであります。そこへ診療報酬

数でなければならぬ。こういふ考え方をもつておりますので、従来の本質上の委員である九人の委員は、これは医者ではありません。そこへ五人の医者を加える。そうすると九人と五人になりますので、そのうちに公益代表といふものがございますが、その公益代表者の三人のうちの二人をお医者さんにするつもりであります。それでお医者さん七人とお医者さん以外の者七人で相談するという。五人以内ということは九人のうちで欠員などができるような場合に、五人が四人になるというような意味でございます。

蔓延している今日におきまして、そういう旧式の方法においてのみおやりになることは非常に危険であると思います。殊に慢性淋に対する検出方法に対し、十分の御研究が望ましいと思います。殊にこの慢性淋の検出方法については、いろいろ新しい補体結合反応に類した検査方法が研究されているはずでございますが、そういう試験方法を取り入れまして、慢性淋に対する徹底的な検出方法を御考究になるよう私的は切望するものであります。

それから第八條の「婚姻をしようとする者は、あらかじめ、相互に、性病にかかるつているかどうかに関する医師の診断書を交換するようにつとめなければならない。」とあります。この診断書といふのは、どの程度のことと書けばよいのでしょうか。

○濱野政府委員 第一の慢性淋の補体結合反応その他によつて、細菌そのもののを見ないで決定することについての研究はいろいろ進められております。第二の点の、この診断書は、大体は血液検査、検査尿程度のもので一概どうだらうかといふことを私ども考めておりますが、両者の希望によりましては、それ以上お進めになりますことは差支えないと思います。

○福田(國)委員 第八條に関する質問がござりますが、診断書を出さない場合はどういうことになりますか。

○濱野政府委員 実際は、はつきりときめまして、罰則その他をつけますとが望ましいのであります。この内事情その他からいたしまして、今までいくのは少し早いのじやないか。もう少し性教育その他を教えまして

同時に、診断書をながく因美のふるいに花柳病に対する血液の反応ないし細菌的な反応というようなものが簡単にできるようになりますれば、漸次それにおいていきたいと思つておりますが、ただいまのところは道徳規定としてそこに掲げているわけあります。

○福田(同)委員 私はこの法律の總則においても、徹底的な治療及び予防ということがあつたわれてありますので、今日の政府の予算の現状から、徹底的な治療または予防ということも望み得ない状態であるかも知れませんが、第八條のごとき條文を設けられます以上は、これに対しまずところの罰則または強制的な措置をとられるのが、私は望ましいと思うのであります。このよくな條文でありますと、まつたく私は有名無実の條文に過ぎないと思うのですが、私は、あるいはこういう診断書を交換するかもしれませんんが、そういう階級には診断書というものを規定せずとも、お互ひが花柳病というものに対しても相当の警戒をもつてるのであります。そして、私どもがおそれるのは、こうした花柳病というものに対して知識をもたないところの階級に対しまして、この診断書の交換というものを、むろ強制的に私は求める必要があるのでないかと思うのであります。そういう意味においてこのようななまぬいし條文でありましたならば、こういう文章を設けなくとも、花柳病に関心をもつている人は、診断書の交換を待たざ

はしておると思ひますので、もつと強制的な処置が望ましいと思ひます。それから第十二条でございますが、「都道府縣知事は、性病のまん延が著しい場合において、その治療及び予防のため特に必要があると認めるときは、」というこの條文の例を具体的にあげて御説明願いたいと思ひます。

○濱野政府委員 前段の婚禮の場合、まつたく同感であります。一日も早くそういうことが具体化することを熱望いたしまして、極力性教育に努力していただきたいと思います。それから第十二条の今事例でござりますが、別府の温泉で先般大変花柳病が蔓延しました。それからまた福岡の方の鉱山で、共同浴場から小さな子供まで花柳病が出ました。ないしは昨年でありますとか、山梨縣の甲府の風呂で出ましたよう、非常に傳染源がはつきりしており、同時にそれを放置しておきますれば、また次々と大変問題が起りますので、そういう場合を特に選びますから、これも人権上非常にいろいろな問題がありますので、特に知事から厚生大臣にいろいろな方法を指摘してまいります。それもとにおいて慎重を期して許していく。こういうふうにして間違はないのないように進めていきたいと思います。

○福田(昌)委員 もちろんそいつた場合におきまして、この地域的な花柳病の検診ということは必要であるかと存じますが、私はこの際におきまして、二十五才までの年齢において、庄倒的に花柳病患者を出しておるこの統計からいまして、ある一定の年齢を以て、限つてこの性病の身体検査をするとい

○演説政府委員 御指摘の点、厚生大臣も先般就任当時からこのことにつきましてわれ／＼に考案すべく命ぜられておりまして、三木公衆衛生局長ともその都度協議をいたしておりますが、ござります。いろ／＼その精細なる検査をする上につきましては、保健所その他がもつと充実いたしましたならば、こられはぜひ実行いたしたい。昔は徴兵検査があり、あるいは体力検査がありますが、今日においてはそれがございましたので、國民のある一定年齢を限りまして特に検査をし、國民がりつぱり育つていきますように努力していくたい、こういうのでただいま鋭意考究いたしておる次第であります。御了承を願います。

[1013]

理大臣官邸に参集をいたしました。協議をいたすことに決定いたしました。

G・H・Qの公衆衛生福祉部におきましても、罹災府県に対し、昨二十八日食料品、医薬品等の救助物資を急送する等の措置を講じ、さらに必要な手配を進めておられるようございます。日本赤十字本社におきましては、救助のため救護班二箇班を編成、本二十九日午前七時四十分上野発の列車で福井、石川両縣の罹災地に向けて急行せしめた次第であります。なおチブス二万五千・C・C、発疹チブス二万五千・C・C、ワクチン、破傷風血清五千・C・C、ダイヤチン、チアソール十万錠、海水餌若干を現地に急送方現地軍政部より要請がありまして、ただちに発送の手配をいたしました次第であります。とりあえずとりました処置について簡単ながら報告いたします。

○山崎委員長 次に船員労働法の一部を改正する法律案について御異議なさいませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なれば、本案の質疑を打切ります。

次に討論に入るのですが、討論の通告も別にございませんので、直ちに採決に入りたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なれば採決いたします。

原案通り可決いたしますことに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

は原案の通り可決いたしました。

なお議長に提出いたしまする報告書の作成に関しましては、委員長に一任していただきたいと存りますが、御異議ありませんか。

○山崎委員長 御異議なればさよう

議あります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

は

置としてこれを引き下げて負担能

力と保険経済との均衡を図つたこ

と。

(六) 従来命令で規定した重要事項を法律に移したこと。

○山崎委員長 御異議なればさよう

いたします。

本日はこれをもつて散会いたしました。

午前十時四十一分散会

〔参考照〕

船員保険法の一部を改正する法律案

〔内閣提出〕に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

本法律案は、現下の社会経済事情

に鑑み、船員労働者に対する保険給

付の内容を充実改善しようとするこ

とを目的とする。その内容は概ね次

の通りである。

三、本案施行に要する経費

約五千万円

右報告する。

昭和二十三年六月二十九日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長 松岡駒吉殿

た保険給付の内容の充実を図ることはその労働力の保全、生活の安定のため特に必要であり、本法律案は、船員労働者に対し新情勢に即応し得適当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した。

（五）保険料率については、暫定措

置としてこれを引き下げて負担能

力と保険経済との均衡を図つたこ

と。

二、議案の可決理由

船員労働者に対し新情勢に即応し得適当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した。

昭和二十三年十月五日印刷

昭和二十三年十月六日發行

衆議院事務局

印刷者 印 刷 局